

## 第8回規制改革会議終了後記者会見録

---

1. 日時：平成25年5月2日（木）12:00～12:37
  2. 場所：合同庁舎4号館6階620会議室
- 

○司会 では、よろしゅうございますか。お待たせしました。

それでは、第8回規制改革会議終了後の岡議長からの記者会見を始めます。本日は、大田議長代理にも御列席いただいております。

それでは、議長、よろしく申し上げます。

○岡議長 皆さん、お待たせしました。

第8回の規制改革会議についての御報告をさせていただきます。

本日の議題1は、4月1日に環境省、経済産業省に提示しました「石炭火力発電に対する環境アセスメントに関する当会議見解」に対し、両省から検討結果の報告を受け、意見交換をさせていただいたということでもあります。一言でいいますと、私どもが求めていたことがおおむね取り入れられたと評価をしております。

議題2は、保育に係る規制改革につきまして、厚生労働省から直近の考え方等々の説明を受け、かなりの時間を費やして、質疑応答と意見交換を行いました。その議論を踏まえまして、当会議としての見解を取りまとめました。これにつきましては、後ほど大田議長代理から説明をしていただくことになっております。

議題3は、4つのワーキング・グループより中間報告を受けました。具体的には、健康・医療ワーキング・グループについては翁委員より、エネルギー・環境ワーキング・グループについては安念委員から、雇用ワーキング・グループについては鶴委員から、創業等ワーキング・グループについては大崎委員が本日欠席でありましたので、代わりに浦野委員から御報告をいただき、意見交換を行いました。本件につきましては、5月中下旬に取りまとめ案を作ってくださいことで、引き続き各ワーキング・グループでの作業が続くこととなります。

議題4の「規制改革実施計画」については、事務局からの説明と意見交換を予定していましたが、時間が押したため、本日はこのテーマについての議論はしておりません。次回やる予定にしております。

全体の流れは以上でございます。引き続き、大田議長代理から、保育の件についての当会議の見解を説明させていただきます。

よろしく申し上げます。

○大田議長代理 お手元に資料3がございますので、お願いいたします。

私どもとしては、子ども・子育て新制度の施行を待たずに、この2年間で待機児童の解消を目指すべきだということを主張してまいりました。4月19日に総理が発表されました「待機児童解消加速化プラン」でこの2年間で「緊急集中取組期間」にするということが

出されまして、これは評価したいと思います。

そのためにどうしていくかということで、お手元にあります資料3の中で●で書かれておりますものは厚生労働省と合意ができたものでございます。○は私どもとしては、今後の課題としてまた引き続き検討をしていきたいというものです。

まず、認可保育所を設置するときに株式会社やNPO法人であることを理由に参入が排除される、これが自治体の裁量でそういうことがないようにするというのを主張してまいりました。これに対して、厚生労働省がガイドラインを示すべきということをお願いしてまいりましたが、それについては、1ページの下の方に書かれておりますように、経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は都道府県に通知する。そして、この通知の趣旨が市区町村に周知徹底されるようにということも都道府県に通知する。

通知が出された後の株式会社の参入状況について、厚生労働省には調査を行って、情報を公表していただきたいと思っています。

➤で書きました部分は、ここに出されました合意事項が実施されるときに運用のポイントであり、私どもも注目していくポイントです。

2つ目の➤に「加速化プラン」の中で賃貸方式でも施設整備がなされるようにすることが書かれていまして、これは株式会社が施設経営するときに非常に有効なことでございますので、これを評価いたします。さらに「安心こども基金」に基づく補助金が多様な主体に活用されるように厚生労働省には御尽力いただきたい。

2番目、利用者のニーズにこたえて、保育サービスを拡充させる。

5年間で認可保育所への移行を目指す認可外保育施設については、改修費や運営費等の支援対象とする。

これについては「加速化プラン」の中に盛り込まれています。その運用に当たっては、補助対象となる基準があまりに厳格にならないようにしていく。

現在、自治体認証の認可外保育所で行われている長時間開所、ゼロ歳児保育といったものは今後も継続されるように、第三者評価による評価を充実させる。

最低基準をさらに上乗せしている自治体について、この上乗せ自体は結構なことですが、待機児童が多い場合は量の確保も重視すべきで、質と量の両方を充実させていくことが重要で、厚生労働省は自治体の取組の状況について公表していく。

今後の課題として、親の就業形態や就業の有無にかかわらず、保育サービスが利用できるように経営形態を増やすと同時に、保護者が多様な保育サービスを直接選べるようにすべきである。

認可外保育施設と認可保育所は保育料に差がございます。したがって、認可保育所に子供を預けられなかった場合は経済的にもダメージを負うことになります。これに対して、横浜市を初め、保育料負担の格差是正を図っている自治体がありますので、厚生労働省はその自治体の取組を支援する。

3番目が質の評価を事後的にきちんと評価していくというポイントです。

3ページ目、厚生労働省は、第三者評価の実施率目標を定める。まず、2013年度中に評価機関と評価者の質の向上を図る。新制度への移行にあわせて受審率の目標を策定する。受審のコスト負担の在り方については、新制度移行までに結論を得る。

今後の課題として、事後的な質の評価が充実されるのに伴って、認可・認可外全体の利用者の充足度の結果ですとか、予算上の制約も勘案しながら、合理的な最低基準が設置されるように在り方を常に見直していくべきである。

4番目、保育士数を緊急に拡大させる。

保育士試験で合格科目の免除期間を3年から5年に延ばすことについて、2013年度中に厚生労働省は結論を得る。

現在、登録を申請してから登録証を交付するまで2カ月を要しておりますが、これを迅速にすることについて、2013年度中に厚生労働省は結論を得る。

保育士試験の回数を年1回から2回にすべきである。この点については、厚生労働省との合意は今回できておりません。試験料が上がっていくことが問題点として厚生労働省からは指摘されております。しかし、保育士不足は緊急のことですので、この5年間だけでも財政措置で試験料を据え置いて、回数を増やすべきではないかと私どもは考えておりました。7月末までに厚生労働省に結論を求めてまいりたいと思っております。

5番目、社会福祉法人の経営実態が今、なかなか外から分かりにくい状態ですので、経営情報を公開していく。

まず、もう既に出ているわけですけれども、2012年度の財務諸表の公開についてどうするのか、厚生労働省は本日から2週間以内に結論を出していただいて、会議に御報告いただく。

全ての社会福祉法人、これは保育に限らず、全ての社会福祉法人です。全ての社会福祉法人について、財務諸表の公表を行うこととし、公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、厚生労働省は2013年度中に結論を得る。

最後ですが、いろいろな企業が事業所内に保育施設を設置することについて「加速化プラン」で支援がなされることになりました。これは評価しております。実際に保育施設が整備されるように制度の運用を行っていくということで、保育室が4階以上に設置される場合は、避難用の外階段を設置することになっておりますが、事業所の場合はこれが阻害要因になることが少なくありませんので、同等の安全性と代替手段を確保するための合理的な程度の避難基準の範囲と代替手段について、2013年度中に結論を得る。

この一連の保育の規制改革の議論を通しまして、政府、都道府県、市区町村がしっかり連携をとっていくことが非常に重要であるということを会議としても改めて認識しております。例えば政府の市区町村の保育行政の実態把握はまだ不十分にしかなされておられません。今後、政府、都道府県、市区町村が戦略と情報を共有して、三者一体で連携を進めていただきたいということを最後に書いております。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、皆様からの御意見、御質問をいただきたいと思います。

どうぞ。

○記者 この会議としてだんだん取りまとめの時期が近づいてきたと思うのですが、農業の取り扱いについて、この前、競争力会議でもいろいろと方向性が出たと思うのですが、この会議で農業については取り上げないのかを教えてください。

○岡議長 我々会議としては、農業は時機が来たらしっかりと対応しますと毎回繰り返し御説明してまいりましたが、基本的にはそのとおりであります。ただ、今、御指摘がありましたように、産業競争力会議で農業の議論が大分煮詰まっております。加えて、官邸の方で農業の強化策について議論する場ができるような話も伺っておりますので、私どもとしてはそのタイミングが来たなという認識をしております。具体的にどのような道筋で取り組んでいくかにつきましては、次回の規制改革会議ぐらいまでにはまとめようかなと思っております。

他はいかがですか。

どうぞ。

○記者 資料3の3ページ、社会福祉法人の財務諸表の公開、下に2つ●がありますが、2012年度の財務諸表の公開について、厚生労働省は2週間以内に結論を出すとありまして、その下にも、全ての社会福祉法人について財務諸表の公表を2013年度中に結論を出すとありますけれども、上の方の社会福祉法人というのは、全ての社会福祉法人ではなく、保育所を運営している社会福祉法人という理解でよろしいのでしょうか。

○岡議長 我々が考えているのは全てです。全ての社会福祉法人を対象として、もう既に終わっている2012年度の財務諸表をできたら公表して欲しいという我々の要請に対して、それに応じられるかどうかの回答を2週間以内に厚生労働省からもらうことになっているというのが上の方の●であります。2つ目の●は、それと別に、2013年度中に全ての社会福祉法人を対象として効果的な財務諸表の公表等についての検討の結論を出してもらおうということで、二段階で我々が要請しているということです。●ですから、今、申し上げたことについて厚生労働省は同意しているということでもあります。

○記者 ありがとうございます。

○岡議長 前の方、どうぞ。

○記者 保育の関係でお伺いしたいと思います。NPO法人ですとか株式会社が排除されないように厚生労働省は都道府県に通知していくということですが、新しい法律が施行されるまでの間、法的根拠はないと思うのですが、通知の実行性についてはどう受け止められているのでしょうか。教えてください。

○大田議長代理 明文化はされておられませんけれども、既にもう2000年の規制緩和によりまして、主体を制限するということが撤廃されておりますので、通知はすぐにでも出して

いただいて、周知していただくということです。

○記者 ただ、現状でも、法的には参加できることになっていても自治体の裁量でなかなか参加できない状況がある中でどれだけそれが通知によって進むのかという疑問が残るのですけれども、その辺については規制改革会議としてはどう受け止められているのでしょうか。

○岡議長 私どもは、今回、保育のテーマを議論してきた中で、しっかりやっている自治体と、もう少しやって欲しいなという自治体が存在していることが分かりました。皆さんもよく報道されているように、代表選手が横浜市です。保育に積極的に取り組んでいる自治体の住民の方々の評価は高いと思います。私自身確認しておりませんが、ある委員から、横浜市の外に住んでいる方が横浜市に移住しているという発言がございました。最後はその住民が評価するわけですから、その自治体の首長はこのテーマについては積極的に取り組むだろうと思います。ですから、厚生労働省からの通知には強制権はないようですが、2年後にそうなるなら先取りしてやろうという自治体の首長さんの強い意思に大いに期待しております。同時に、ただ期待しているだけではなく、先ほど大田議長代理からの説明の最後にありましたように、国、都道府県、実際の保育園をやる自治体の三者が連携して、しっかりやっっていこうという形になってほしいと思っています。そういう意味で、我々の見解の最後にそれを記載したわけでありまして、今、御質問の点については、厚生労働省が都道府県に通知しておしまいというのでは連携ではありません。やはり通知したものが徹底されるように、都道府県なり自治体なりとしっかりと連携をしていただくことによって効果が上がるものと私は確信しております。

○大田議長代理 1ページの下から2つ目の➤にも書かれておりますように、通知は出しっぱなしではなくて、株式会社の参入状況について調査を行って、その情報を出していくということです。

○記者 社会福祉法人の財務諸表の公表について、2012年度については公表することは厚労省とも一致したということですが、これについて委員の間での議論は何かあったのですか。反対意見ですとか賛成意見はあったのでしょうか。

○岡議長 厚生労働省が同意したというのは、12年度の財務諸表を公表することに同意したのではなくて、「12年度の財務諸表の公表をする」という我々の要請をするかしないかの回答を2週間以内にもらうということに同意されたわけです。

○記者 財務諸表の公表を行うことと後段の●にあるのは。

○岡議長 二つ目の●は、13年度中に検討結果を出してもらうことであります。最初の●は、既に終わった12年度の財務諸表の公表をしてくださいと今日求めたわけです。それに対して「します」という回答はまだいただけないので、するのかしないのかという回答を2週間以内にごくださいということについて合意を得たということでもあります。

○記者 くどくて恐縮ですが、2段目の●については、方向性としては一致したということで、いつから公表するかということについては合意はまだしていないということですか。

○岡議長 おっしゃるとおりです。13年度中に公表することについては合意しているわけですが、どういう形でどういう内容にするかということについては厚生労働省の方で検討してもらっているということでもあります。

私は、現実論として、2週間以内に厚生労働省から「12年度の財務諸表を公表する」という回答がもらえれば、2番目の●につながっていくわけでもあります。そういう意味で、1番目と2番目は2つに分けて書いてありますが一体で考えていただいてもよろしいと思います。

後ろの方、どうぞ。

○記者 今のやりとりの絡みで、大事なところなので念のため確認させていただきたいのですけれども、資料3の株式会社、NPO法人の参入の通知の意味するところ、読み方ですが、これは今の制度ではもちろん参入は可能だけでも、自治体側に裁量権がある。2年後に始まる新制度では原則認めなければいけないということで、裁量権がほとんどなくなるのだと思うのですが、そういった流れを踏まえて、通知を出したときから自治体の方には、2年後にはもうそういうことになるのだから、それを踏まえてどんどん前倒しで一定の要件を満たして、2年後には参入を認めるようなケースについてはどんどん前倒しで参入できるようにして対応して欲しいということを厚生労働省が各自治体に要請するという捉え方でよろしいのでしょうか。

○岡議長 そういうことでもあります。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

もう一点、同じ資料の2ページ目、認可外保育施設への支援対象云々の下のポイントとか、➤のところに保育の質とか量の確保というくだりがありますけれども、前回の規制改革会議のときに保育士の基準の8割、9割でいようにするとか、あるいは上乘せ基準については国の最低基準にそろえていいのではないかみたいな提案ということで規制改革会議の方からあったと思うのですが、これはもう引っ込めたのかどうか。今日の段階で規制改革会議の提案は、役所といろいろ協議した結果、どのような状況になっているのかを教えてくださいたいのですが。

○大田議長代理 まず、1つ目ですけれども、私どもは認可保育所の場合で、待機児童が多い場合は保育士の配置が8割、9割であっても、残り1、2割が例えば保育ママの資格を持っている方とか看護師さんの資格を持っている方であればいいではないかという提案を検討課題として前回出しました。4月19日に出された「加速化プラン」で言われているのは、現在の東京都でいうと認証保育所、横浜でいうと横浜保育室のものも、5年後に保育士を10割基準に持っていくところは同じく支援対象にするということが出されたました。認証保育所は保育士の配置は6割になっておりますので、6割から10割に目指す過程で、私どもが言っていた2年後というのは、例えば保育士基準が7割になったり、8割になったりするわけです。そこについても支援対象とするという答えが出されたということだと私どもは受け止めています。

2つ目につきましては、上乘せ基準を国の最低基準に合わせるべきという提言をしたわけではなくて、ガイドラインを出してはどうかということを検討課題として提示しておりました。これに対して厚生労働省からは、地方分権の観点から、それぞれの地方自治体の条例で基準を決めているわけで、これをどちらかに誘導することは国としては難しいという答えがありました。したがって、それについて国としては情報を出す。情報を出して、保護者の選択を機能する、あるいは評価を機能することが重要だと考えまして、自治体の取組の状況について公表すべきであるという提言にしております。ここで合意を得たということです。

よろしいでしょうか。

○岡議長 ありがとうございます。

どうぞ、その後ろの方。

○記者 通知の件で1点確認をしたいのですが、通知は厚生労働省がいつ出すとか、いつまでに出してくれとか、そういった時期に関することは合意に入っていますでしょうか。

○大田議長代理 直ちにということでもいいかという質問をしましたところ、もう大臣ともそのように話しているので、明日とか明後日ということではないにせよ、速やかにということで、「直ちに」と。「直ちに」の範囲にもよりますけれども、なるべく早い時期にということです。

○岡議長 他はいかがでございますか。

どうぞ。

○記者 社会福祉法人の財務諸表の公開に関連してですけれども、社会福祉法人はかなり内部留保が溜まっている団体もあると聞いております。財務諸表を公開した後、内部留保の扱いですとか、社会福祉法人に対する税制の在り方などというものも規制改革で検討していくお考えがあるのでしょうか。よろしくお願ひします。

○岡議長 現時点ではございません。私どもとしては、社会福祉法人の経営の透明性を上げていただく手段として、財務諸表の公表を要請しているわけでありまして、その経営の中身の具体的なところ、今おっしゃったようなところまで踏み込んでいくかどうかについてはまだ決めておりません。

後ろの方、どうぞ。

○記者 各ワーキング・グループの中間報告のところ、雇用ワーキング・グループですが、今回出ている資料だと新しい資料は特に雇用ワーキング・グループからは出ていないという理解でよろしいのでしょうか。

雇用ワーキング・グループから新しい資料は今回出て、今後の経緯、今後の予定のところが出ていますけれども、要はワーキング・グループとしての考え方というところは特に出ていないと考えてよろしいのでしょうか。

○岡議長 資料4-3ですね。

○舘次長 事務局の方から答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、雇用ワーキング・グループにつきましては、検討の経緯は今回用にとまっておりますが、それ以外については既存の資料でございます。

○岡議長 どうぞ。

○記者 社会福祉法人の財務諸表公開の件ですけれども、具体的にどの辺りまで公開を求めるのか。役員さんたちの個別の報酬であるとかの開示まで求めるのか。それに伴ってですが、社会福祉法人の経営者の方々は自民党の地方議員をやっていたり、結構、政治力がある人たちが多くかと思うのですけれども、いざここに手をつけようと思ったら結構、抵抗があるのかなという気がしなくもないのですが、この問題をどう考えていらっしゃるのか伺えますか。

○岡議長 2つ目のところはちょっと分かりませんが、いずれにせよ、私どもの基本的考え方は、社会福祉法人には健全経営をしていただいた方がよろしいだろうということ。社会福祉法人の経営の健全性を高めていくことについては厚生労働省との対立は一切ないわけでありまして。

そのような趣旨から、私どもは、経営の健全性を高めるための一手法として、財務諸表は大変重要な位置付けでありますから、その公表を求めたわけですが、同じような方向を向いている厚生労働省が私どもの要請に同意したということです。

多分、皆さんが感じていることを若干の想像を交えて申し上げますと、社会福祉法人の財務諸表の公表はそんな簡単ではないのではないかと受け止めておられるので、そういう質問になったのだと思いますけれども、実は私も同じ思いであります。よくぞ今回、社会福祉法人の財務諸表の公表についてこれだけ前向きな見解が厚生労働省から出されたなど評価しております。

冒頭、2つ目の点については分からないと言いましたが、実際にこれを進めていく上でどういうことが現場で起きるのかということについては私もよく分かりません。ただ、担当の厚生労働省が非常に前向きに社会福祉法人の経営の健全化を目指して、一步踏み込んだのだなという評価をしておりまして、2週間以内の回答を大変関心を持って待っているところです。2012年度の財務諸表を公表するという回答が来れば、今、御質問いただいたことのかかなりの不安の部分を取り除かれるのではないかと、そういう評価をしております。

○記者 関連でもう一点だけ、財務諸表はたしか現在も多少は開示されていたかなと思うのです。最低限この辺りまでは開示してくれという、現在、発射台はここで、この辺りが目的地と、その辺りをもし個別であれば教えていただけませんか。

○岡議長 現在は自主公表ということになっているようですけれども、今度はそうではなくて、全て公表してもらおうということでもあります。これは企業会計基準と基本的には同じだと理解しておりますので、B/SとP/Lが出てくれば、かなりのところが分かるのだらうと思います。先ほど御指摘の各論の部分ですが、役員報酬と従業員の給与の部分がどうなっているか等々、そういったことについては、先ほどの●の2つのところに関連すると思っておりますが、13年度中に厚生労働省の方でさらにどういう公表の仕方をするのが効果的かとい

うことを含めて御検討いただくことになっているということでございます。

○記者 雇用ワーキング・グループのところですけども、今後の予定があつて、来週5月9日の第5回会合の中に労働時間関連規制に関する厚生労働省のヒアリングがあります。これは私の記憶だと、これまでのスケジュールには労働時間の規制については6月までの予定に入っていなかったと思うのですが、ここでこのヒアリングが入ったということは労働時間関連規制についても報告書に入ってくるという理解でよろしいのでしょうか。

○岡議長 今の御質問に対しては大田議長代理から、まず回答させていただきます。

○大田議長代理 そこに書かれておりますけれども、常時受付案件でホットラインでいろいろな規制改革要望をお受けしておりますが、その中にこの議論が入っていましたので、これについて厚生労働省の対応をお伺いするということです。

○記者 そうすると、現在、ワーキング・グループではジョブ型正社員のルールについての検討が進んでいますが、労働時間関連規制については5月23日にまとめる報告書には結論は入ってこないということですね。

○岡議長 ちょっと事務局から。

○館次長 お聞きになった点については、資料4-3の2つ目の資料の第1回ワーキング・グループの資料の4ページをお開きいただきたいと思うのですが、その他検討事項の中に既に、企画業務型裁量労働制の見直し等々の中に労働者派遣制度の合理化について、常時受付案件として扱い、迅速に対応していくということが入っておりまして、この常時受付案件として出てきたものでございまして、これについて結論が得られれば当然、報告書の中にも入ってくるということでございます。

○岡議長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

○司会 よろしゅうございますか。

それでは、以上で議長会見を終わりたいと思います。

○岡議長 次回は5月15日を予定しております。またよろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございます。